

消費税法・地方税法の改正に伴う消費税率の取り扱いについて

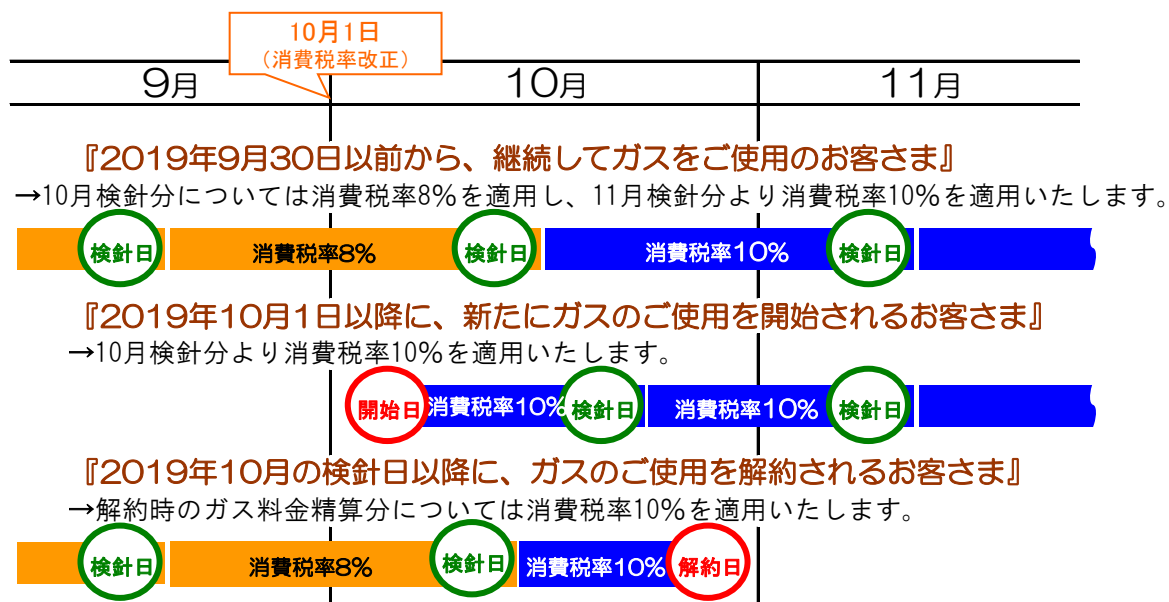
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の消費税法・地方税法の改正による、お客さまのガス料金等にかかる消費税率の取り扱いについて、下記のとおりとさせていただきますので、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

1. ガス料金について ＝税抜価格に変更はございません＝

消費税等相当額を含むガス料金につきましては、裏面【新旧ガス料金表】をご確認ください。

- ① 2019年9月30日以前から継続してガスをご利用いただいているお客さま
→10月中の検針分まで消費税率8%の料金を適用し、それ以降に発生するガス料金より消費税率10%を適用いたします。
- ② 2019年10月1日以降にガスのご使用を開始されたお客さま
→10月検針分（場合により11月検針分）より消費税率10%を適用いたします。



2. ガス機器代金・工事代金について ＝代金は当社店頭またはHPでご確認ください＝

2019年10月1日以降の引渡しについては、消費税率10%を適用いたします。

3. ガス漏れ警報器等リース料金について ＝税抜価格に変更はございません＝

《 適用消費税率 》

請 求 対 象	2019年9月30日までのリース料金	2019年10月1日以降のリース料金
契約時期		
2019年3月31日までにご契約された場合（※）	8%	8%
2019年4月1日～2019年9月30日にご契約された場合	8%	10%
2019年10月1日以降にご契約された場合	---	10%

※2019年3月31日までにご契約のお客さまは、法令の経過措置により、2019年10月1日以降も消費税率8%が適用されます。

契約満了後再契約される場合は、その時点での税法の取り扱いにより適切な消費税率を適用いたします。

【 窓 口 】

〒026-0031 釜石市鈴子町147-5

釜石ガス株式会社

(小売登録番号:C0015)

TEL 0193-22-3535

FAX 0193-22-3542

【 新旧ガス料金比較表 】

《 ビレッジハウス洞泉・大槌祝田団地・県営平田アパート 》

【 ビレッジハウス洞泉 】

■ 一般料金単価表

[料金区分:新・旧は税込料金です。税抜料金に変更はございません。]

名称	適用条件	区分	料金区分	基本料金	基準単位料金
一般契約	なし	A 8㎡までの場合	新	858.99 円	461.7800 円/㎡
			旧	843.37 円	453.3840 円/㎡
			税抜	780.9000 円	419.8000 円/㎡
		B 8㎡をこえる場合	新	1,364.90 円	398.5410 円/㎡
			旧	1,340.09 円	391.2948 円/㎡
			税抜	1,240.8200 円	362.3100 円/㎡

【 大槌祝田団地 】

■ 一般料金単価表

[料金区分:新・旧は税込料金です。税抜料金に変更はございません。]

名称	適用条件	区分	料金区分	基本料金	基準単位料金
一般契約	なし	A 8㎡までの場合	新	1,116.50 円	445.5000 円/㎡
			旧	1,096.20 円	437.4000 円/㎡
			税抜	1,015.0000 円	405.0000 円/㎡
		B 8㎡をこえる場合	新	1,857.13 円	352.9130 円/㎡
			旧	1,823.36 円	346.4964 円/㎡
			税抜	1,688.3000 円	320.8300 円/㎡

【 県営平田アパート 】

■ 一般料金単価表

[料金区分:新・旧は税込料金です。税抜料金に変更はございません。]

名称	適用条件	区分	料金区分	基本料金	基準単位料金
一般契約	なし	A 8㎡までの場合	新	925.55 円	389.4000 円/㎡
			旧	908.72 円	382.3200 円/㎡
			税抜	841.4100 円	354.0000 円/㎡
		B 30㎡までの場合	新	1,309.23 円	341.4400 円/㎡
			旧	1,285.43 円	335.2320 円/㎡
			税抜	1,190.2100 円	310.4000 円/㎡
		C 30㎡をこえる場合	新	2,748.03 円	293.4800 円/㎡
			旧	2,698.07 円	288.1440 円/㎡
			税抜	2,498.2100 円	266.8000 円/㎡

- ・上記の料金は早収料金です。支払義務発生日(検針日等)から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金(早収料金を3%割り増したものを)を支払っていただきます。
- ・実際に適用する単価(円/㎡)は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ・ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目(支払期限)までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきますことがあります。
- ・詳細は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。【URLはこちら <http://kamaishigas.co.jp/>】
- ・詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合は、表面記載の窓口までご連絡ください。
- ・お客様の供給地点特定番号はこのチラシと一緒に投函させていただいております、「ガスご使用量のお知らせ」(ガス検針票)に記載しております。